

○ 田川保健福祉事務所管内概況

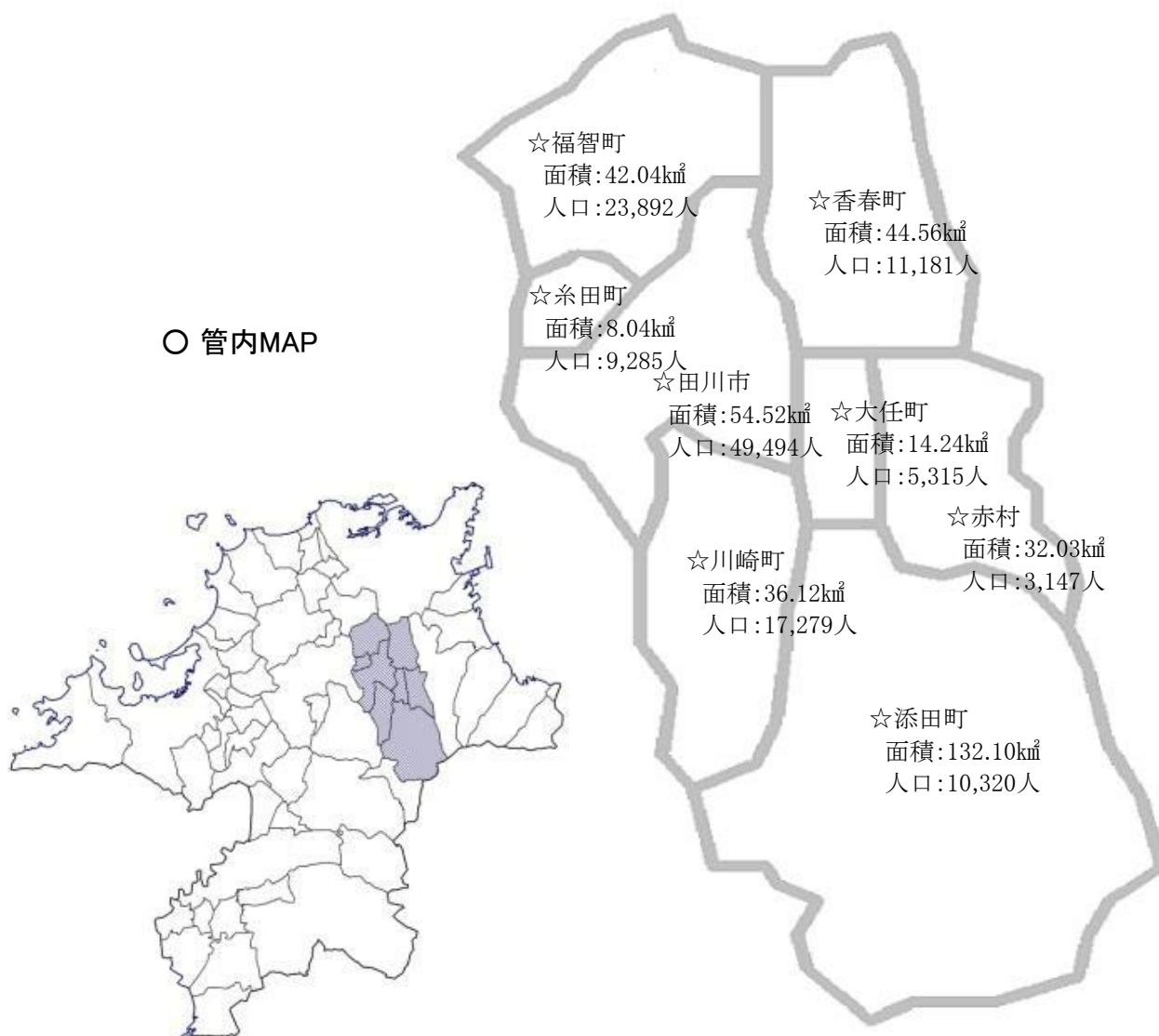
当事務所の管轄地域は、福岡県の北東部に位置する田川市郡1市6町1村であり、管内の面積は363.6km²（平成22年度全国都道府県市町村別面積調査）、平成25年10月1日現在の世帯数は、53,481世帯、人口129,913人（福岡県の人口と世帯年報）です。

当地域は、かつて筑豊炭田の中核として、地域経済は隆盛を極め、我が国経済の原動力として大きな役割を果たしてきました。しかしながら、石炭から石油へのエネルギー政策の転換に伴い、地域経済は大打撃を受け、炭鉱閉山後50年近くを過ぎた今日も石炭産業に代わる基幹産業が起業せず、地域経済は公共事業等に依存せざるを得ないという厳しい状況が続いています。

こうした背景から、生産年齢人口の流出による人口の減少を余儀なくされ、高齢者人口の比率が高くなるなど高齢化が進んでいる状況です。

このように、炭坑閉山による後遺症により住民の生活環境は荒廃し、雇用関係をはじめ高齢化の進展による医療、介護の問題等、保健福祉全般にわたる課題を抱えていますが、管内市町村の財政的基盤は脆弱な状況です。

○ 管内MAP



面積:平成22年度全国都道府県市町村別面積調査(平成22年10月1日)

人口:人口移動調査(平成25年10月1日現在)

保 健

平成9年4月に地域保健法が施行され、身近で頻度の高い対人保健サービスは市町村が提供し、保健福祉事務所（保健所）は広域的・専門的・技術的拠点としての役割を担っていく体制が作られました。

当所管内は少子化・高齢化が進行し、高齢化率も県平均を大きく上まわっています。健康寿命の延伸・健康格差の是正のための、健康づくり支援・介護予防事業等の推進が重要です。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。このような状況に対し、市町村及び関係機関等と連携しながら業務を進めています。

福 祉

当所管内は高齢者等の比率が高く、これらの人たちが地域において自立した生活を営み、いきいきと社会活動に参加できる環境づくりが求められています。

このため、施設等の社会資源を機能的に活用しつつ、健康で生き甲斐のある福祉社会づくりを課題とする取り組みを推進しています。

また、生活保護受給者等の自立促進のため、母子世帯や稼働年齢層の自立・就労、長期入院被保護者の社会復帰等の取り組みを行っています。

近年では、児童虐待やDVの防止等の取り組みの強化が求められており、関係機関等との一層の連携を図っています。

○ 田川保健福祉事務所の沿革

| | |
|----------|---|
| 平成14年 9月 | 福岡県田川保健所と福岡県田川福祉事務所が統合し、福岡県田川保健福祉環境事務所が発足 |
| 平成21年10月 | 環境部門の整理統合により福岡県田川保健福祉事務所が発足（環境部門は嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ） |

保 健 所

| | |
|----------|----------------------------------|
| 昭和17年 4月 | 福岡県後藤寺保健所として開設 |
| 昭和20年 3月 | 福岡県後藤寺保健所から分離し、福岡県添田保健所開設 |
| 昭和22年12月 | 福岡県後藤寺保健所が、福岡県田川保健所と名称変更 |
| 昭和49年11月 | 福岡県田川保健所は、総合庁舎に併設し移転 |
| 昭和62年11月 | 福岡県田川保健所に、検査課を設置 |
| 平成 9年 4月 | 福岡県田川保健所と福岡県添田保健所が、福岡県田川保健所として統合 |

福 祉 事 務 所

| | |
|----------|------------------------------|
| 昭和17年 | 福岡県田川地方事務所発足 |
| 昭和26年10月 | 福岡県田川地方事務所に民生課設置 |
| 昭和30年11月 | 福岡県田川地方事務所を廃止し、福岡県田川福祉事務所を設置 |
| 昭和39年 8月 | 福祉2課を分室に設置 |
| 昭和40年 8月 | 分室移転 |
| 昭和47年 | 福岡県田川総合庁舎に移転、分室統合 |

毎日の暮らしのために 各種相談・検査

毎日受け付けている相談

| 相談名 | 担当 | 電話 |
|--|------------------------|---|
| ○総合相談窓口 ○地域保健福祉ライブラリー | 総務企画課企画指導係 | 42-9313 |
| ○女性と子どものための相談 | | |
| 女性の健康相談(不妊・更年期 他) ※予約制 | 健康増進課健康増進係 | 42-9345 |
| 婦人相談 | 社会福祉課 | 42-9315 |
| 母子福祉相談 | | |
| 家庭児童に関する相談 | 家庭児童相談室 | 46-1092 |
| ○母子・寡婦福祉資金貸付相談 | 社会福祉課 | 42-9315 |
| ○身体障害や知的障害などに関する相談 | 社会福祉課 | 42-9315 |
| ○栄養相談 ※予約制 | 健康増進課健康増進係 | 42-9345 |
| ○こころの健康や社会復帰に関する相談 こころの健康相談 職親制度(社会適応訓練事業) | 健康増進課精神保健係 | 42-9307 |
| ○難病相談 | 難病ホットライン 健康増進課健康増進係 | 44-2766 42-9345 |
| ○B型肝炎・C型肝炎相談 | 健康増進課健康増進係 | 42-9345 |
| ○特定感染症に関する相談(HIV、梅毒、クラミジア、淋病) | 保健衛生課感染症係 | 42-9379 |
| ○生活保護に関する相談 | | 42-9303~04 保護課 42-9316~21 42-9323~27 |
| ○配偶者からの暴力に関する相談 | 配偶者暴力相談支援センター | 42-4850 |
| ○田川地域在宅医療支援センター (9:00~16:00) | 健康増進課健康増進係 | 42-9345 |

定期的に行っている相談等

| 相談名 | 担当 | 電話 |
|---|------------|---------|
| ☆嘱託医によるこころの健康相談 ※予約制 (第2火曜日 14:00~16:00、第4火曜日 10:00~12:00) | 健康増進課精神保健係 | 42-9307 |
| ☆認知症相談と家族の集い ※予約制 (偶数月(8月除く) 第3火曜日) | 健康増進課精神保健係 | 42-9307 |
| ☆乳幼児発達診査(年8回) ※予約制 | 健康増進課健康増進係 | 42-9345 |
| ☆特定感染症相談・検査(HIV、梅毒、クラミジア、淋病) (火曜日 9:00~11:00) ※予約不要、無料 | 保健衛生課感染症係 | 42-9379 |
| ☆B型肝炎・C型肝炎検査 (火曜日 9:00~11:00) ※予約不要、無料 | 健康増進課健康増進係 | 42-9345 |
| ☆結核管理検診、接触者健診 (第2・第4火曜日 14:00~15:00) | 保健衛生課感染症係 | 42-9379 |
| ☆風しん抗体検査 ※予約制 (第2・第4火曜日 14:00~16:00) | 保健衛生課感染症係 | 42-9379 |
| ☆飼えなくなった犬や猫の引き取り ※予約制 (水曜日 9:00~16:00) *注 | 保健衛生課生活衛生係 | 42-9309 |

*注) 祝日がある週は、受付できない日があります。

(生後90日以内:400円、生後91日以上:2,000円)



総合相談窓口

(総務企画課 企画指導係)

保健・医療・福祉の他、県民生活全般の相談窓口です。専門機関の紹介や法律相談の申込み受付も行っています。

※法律相談の実施は下表のとおりです

日常生活のなかでの争いや、もめ事の解決を図るため、弁護士による無料の法律相談(企業や法人等としての相談、刑事事件に関する相談を除く)を実施しています。相談は、1人30分程度の面接方式で、事前の予約が必要です。

法律相談実施日

| 実施日 | 実施場所 | 電話番号 | 受付人数 |
|-----------|---------------------|--------------|--------|
| 毎月第1・3金曜日 | 県民相談室(県庁) | 092-643-3333 | 1日6人まで |
| 毎月第4金曜日 | 北九州県民情報コーナー(小倉総合庁舎) | 093-581-4934 | 1日6人まで |
| 毎月第4金曜日 | 筑後県民情報コーナー(久留米総合庁舎) | 0942-30-1030 | 1日6人まで |
| 毎月第4木曜日 | 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 0948-21-4876 | 1日4人まで |
| 毎月第4金曜日 | 京築保健福祉環境事務所 | 0930-23-2379 | 1日6人まで |



女性と子どものための相談

(健康増進課 健康増進係、社会福祉課)

① 女性の健康相談(健康増進課 健康増進係)

不妊について「悩んでいる」「相談したい」「治療について知りたい」等や、その他女性の心身の健康に関する相談を受けています。 =予約制=

○相談員：医師・助産師等

| 事務所名 | 実施日 | 開設時間 | 電話 | 不妊相談専用電話 |
|-------|---------|-------------|--------------|--------------|
| 宗像・遠賀 | 毎月第3金曜日 | 13:00~16:00 | 0940-36-2473 | 0940-37-4070 |
| 嘉穂・鞍手 | 毎月第1水曜日 | 13:30~16:30 | 0948-22-3412 | 0948-29-0277 |
| 北筑後 | 毎月第2金曜日 | 15:00~17:00 | 0946-22-3964 | 0946-22-4211 |

② 婦人相談(社会福祉課)

女性の抱える問題全般について相談を受け、相談員と一緒に考えて問題解決にあたります。

③ 母子福祉相談(社会福祉課)

母子家庭や寡婦の抱える様々な問題や悩み事について相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

- ・住まい、暮らしのこと
- ・就労に関すること
- ・手当や年金のこと
- ・子育てや教育費に関すること
- ・医療のこと 等

④ 家庭児童に関する相談（家庭児童相談室）

児童や家庭に関する心配や悩みごとの相談に応じています。

相談の内容

- ・ひっこみじあん、乱暴、反抗、つめかみ、指しゃぶり、おねしょ等について
- ・保育所、幼稚園、学校などでの心配ごと（学校に行かない、いじめにあう、友だちができない、勉強が嫌い、進学の問題など）について
- ・家出、万引き、暴走、夜遊びなどの心配について
- ・家庭内の親子、きょうだいの関係がうまくいかないことなどについて
- ・子どもの身体的、知的な発達の遅れや子育ての問題について

相談日と相談時間

○月曜日～金曜日 9：00～17：00
（直通電話 0947-46-1092）



身体障害や知的障害などに関する相談

（社会福祉課）

① 戦傷病者補装具等巡回相談

戦傷病者からの補装具交付等に係る請求受付事務を行うものです。その他相談については、県庁保護・援護課へ連絡をとり対応することとなります。なお、身体障害者巡回相談日と合わせて実施します。

市町村窓口で受付けている各種申請

- ・自立支援医療（育成医療・更正医療）
- ・自立支援医療（精神通院医療）の申請
- ・精神保健福祉手帳の交付申請
- ・身体障害者手帳の交付申請
- ・療育手帳の交付申請
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当支給申請
- ・腎臓疾患患者福祉給付金の認定申請



栄養相談

＝予約制＝

（健康増進課 健康増進係）

① 栄養相談について

専門的な栄養に関することや食品の栄養表示に関することについて、栄養相談窓口を開設しています。

② 外食の栄養成分表示協力店の設置促進

外食利用者の健康づくりをすすめるため、エネルギーや塩分等、栄養成分を表示している飲食店を栄養成分表示協力店に指定しています。



こころの健康や社会復帰で悩んでいる方のために (健康増進課 精神保健係)

① こころの健康相談

心の悩みや不安、精神障害者の治療とアフターケア、その他アルコール、薬物、認知症などに関する相談を保健師等が随時受けています。また、電話による相談も受け付けています。

② 専門医師によるこころの健康相談

専門医による、心の悩みや病気に関する相談窓口を毎月第2火曜日、第4火曜日に設けています。(祝祭日等の場合は日程変更) =予約制=

③ 訪問指導

保健師等が、精神障害者本人や家族の相談に応じ、助言や指導を行っています。

④ 職親制度(社会適応訓練事業)

症状が安定した就労意欲のある精神障害者に、作業訓練の場を提供し、作業能力や社会生活能力の向上を図ることを目的とした事業です。管内に3か所の職親事業所があります。訓練期間は6か月で、最長3年まで更新できます。

⑤ 認知症相談と家族の集い(さわやか家族の会)

年5回、偶数月(8月除く)第3火曜日に「認知症相談と家族の集い」を開催しています。認知症の方を抱える家族が集まり、お互いに情報交換や近況報告をすることにより、日頃不安に感じていることや介護のコツをつかむきっかけになる場です。また、会場で保健師等が個別の相談にも対応しています。 =予約制=

会場 スマイルプラザ田川(田川市総合福祉センター)

田川市伊田2735-13(電話0947-44-5757)



田川地域在宅医療支援センター

(健康増進課 健康増進係)

病気や障害があっても、「住み慣れた自分の家で過ごしたい。」「最後は家に連れて帰りたい。」という希望を持つ療養中の方やご家族は少なくありません。

そうした希望を叶えるためには、患者や家族とともに、病院や地域の医療スタッフ、看護、介護、地域などが手を結び、チームで支えていく必要があります。

田川地域在宅医療支援センターでは、最後まで、自宅で自分らしく過ごしたいという願いを叶えるための体制づくりに取り組んでいます。

田川地域在宅医療支援センター相談窓口について

在宅医療についての不安や悩み等の相談や、地域で利用可能な在宅医療サービス資源に関する相談窓口を開設しています。

受付時間：月～金曜日 9:00～16:00(祝日を除く)

電話 0947-42-9345



地域保健福祉ライブラリー

(総務企画課 企画指導係)

性・エイズ・薬物・タバコに関する教材や保健医療福祉に関する書籍・ビデオ・DVD等の貸出を行っています。ただし、著作権の関係上、不特定多数の方々への供覧目的の貸出はできません。

- ①地域保健医療福祉に関するもの
- ②思春期保健教育に関するもの(性・エイズ・薬物・タバコ)
- ③感染症・食中毒に関するもの
- ④栄養・健康増進に関するもの



難病相談・難病相談会

(健康増進課 健康増進係)

① 難病ホットライン

難病で困っている方の療養生活に関する電話相談を行っています。
原因不明で治療法がはっきりしていない病気、いわゆる難病のことで心配されている方を対象に、相談窓口を設けています。

専用電話 0947 - 44 - 2766(難病ホットライン)

② 難病講演会・相談会

難病患者とその家族の方を対象に、医療や日常生活に関する講演会・相談会を専門医・地域医師会・患者団体等と協力して実施しています。

(神経系、消化器系、膠原病と疾患群別に開催)

③ 在宅療養訪問

難病患者および家族に対し、必要に応じて、保健師による家庭訪問を行っています。

④ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング

小児慢性特定疾患児等を養育する親等の日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため相談事業を行っています。



B型及びC型肝炎相談・検査

(健康増進課 健康増進係)

住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、適切な治療や保健指導等を受け、肝がん等の発生抑止、療養上の不安解消等を目的に相談及び検査を行っています。また、身近な医療圏で症状に応じた適切な肝炎治療や療養ができるように支援に努めています。

検査は、毎週火曜日(除く、祝祭日)9:00~11:00に実施しています。費用は無料ですが、匿名での検査は実施しておりません。

また、福岡県が指定する医療機関でも無料検査を受けることができます。



特定感染症(HIV・性感染症)の相談・検査(保健衛生課 感染症係)

平成25年に国内で新たに報告されたHIV感染者・エイズ患者は1590件とこれまでで最も多く、福岡県においてもHIV感染者・エイズ患者は61件報告されており、年々増加している状況です。

エイズは身近にある病気であり、HIV・エイズについて正しく理解することが大切です。HIVの感染を早期に知ることにより、他の人への感染を防ぐとともに適切な治療を受けることにつながります。

当所において、HIV・性感染症の相談、検査を行っています。

検査は毎週火曜日9時～11時まで受け付けています。このうち、HIV(エイズ)抗体検査については、即日検査を実施していますので、検査当日に結果の説明ができます。(但し、確認が必要な場合は1週間かかります。)

検査は無料、匿名で受けることができます。

<検査項目> HIV抗体検査・梅毒検査・クラミジア検査・淋菌検査

なお、相談は随時受け付けています。



風しん抗体検査

(保健衛生課 感染症係)

妊婦、特に妊娠初期の女性が「風しん」にかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。

「風しん」の予防には、ワクチンを接種し、風しんに対する免疫を獲得することが有効です。「風しん」に対して十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。

このため、当所において、「風しん抗体検査」を無料で実施しています。電話による予約が必要です。

<対象者> 福岡県内(福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市を除く)に住民票がある方で(原則20歳以上)、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、又は、風しんの予防接種歴が明らかである方、もしくは検査で確定検査を受けた風しんの既往がある方を除く、以下の方が対象となります。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊婦の配偶者(パートナーを含む)

※妊婦が、抗体検査で抗体価が低いことが確認されている場合又は抗体検査未実施の場合に限る

各種申請・許可

厚生労働大臣免許

| | |
|--|-----------------------|
| 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師 臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、 管理栄養士、歯科技工士 | 総務企画課企画指導係 42-9313 |
|--|-----------------------|

県知事免許・資格

| | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 准看護師免許、栄養士免許、毒物劇物取扱責任者、麻薬取扱者免許 | 総務企画課企画指導係 42-9313 |
| 製菓衛生師免許、ふぐ処理師免許 | 保健衛生課食品衛生係 42-9378 |
| 調理師免許 | 健康増進課健康増進係 42-9345 |

許可・届出・登録等

| | |
|--|-----------------------|
| 病院・診療所開設許可、病院・有床診療所使用許可、無床診療所開設届出 薬局・医薬品販売業許可、薬局製剤製造業・薬局製剤製造販売業許可、 毒物劇物販売業登録、医療機器販売賃貸業許可・届出 施術所・歯科技工所開設届出 | 総務企画課企画指導係 42-9313 |
| 食品営業許可 | 保健衛生課食品衛生係 42-9378 |
| 旅館業営業許可、公衆浴場業営業許可、興行場営業許可、 理容所・美容所開設届出、クリーニング所営業届出、遊泳用プール設置届出 特定建築物届出、建築物清掃業者等登録、特定動物飼養許可、 動物取扱業届出、水道に関する届出 | 保健衛生課生活衛生係 42-9309 |
| 特定給食施設届出 | 健康増進課健康増進係 42-9345 |
| 受胎調節実地指導員の指定 | 健康増進課健康増進係 42-9345 |

指定機関の申請・受付

| | |
|---|-----------------------|
| 生活保護法に関する指定医療機関、指定介護機関 | 総務企画課医療扶助係 42-9314 |
| 介護保険に関する居宅介護支援事業所 指定介護(予防)サービス事業所 障害者自立支援法に関する指定障害福祉サービス事業所 | 社会福祉課 42-9315 |
| 被爆者一般疾病医療機関の指定申請 | 健康増進課健康増進係 42-9345 |
| 結核指定医療機関の指定申請 | 保健衛生課感染症係 42-9379 |

各種助成・申請等

女性と子どものために

☆ 妊娠中毒症等療養援護（健康増進課 健康増進係）

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患に罹っている妊産婦の方が、早めに適切な医療を受けることができるように、医療費の助成を行っています。なお、入院期間が7日以上の方が対象ですが、所得により対象にならない場合があります。

☆ 不妊治療費の助成（健康増進課 健康増進係）

不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けられているご夫婦に治療費の助成を行っています。なお、所得により対象にならない場合があります。

☆ 先天性代謝異常等検査（健康増進課 健康増進係）

フェニルケトン尿症等の先天代謝異常等の検査を行っています。これらの病気は、早い時期に発見できれば、薬などで治療することができることから、出産時に医療機関で新生児の血液検査を行っています。
＝検査料は無料、採血料等の費用は有料＝

☆ 乳幼児発達診査事業＝予約制＝（健康増進課 健康増進係）

成長発達の遅れや精神・運動面に何らかの問題がある乳幼児に対して、小児科医師や作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士による発達の診察や相談・訓練を年8回実施しています。

☆ 母子寡婦福祉資金の貸付（社会福祉課）

母子家庭や寡婦に対して、次の12種類の福祉資金の貸付申請を受け付けています。この申請に対し、審査のうえ貸付を行っています。

事業開始、事業継続、住宅、就職支度、技能習得、生活、転宅、修学、修業、就学支度、医療介護、結婚

☆ 母子家庭自立支援給付金の支給（社会福祉課）

母子家庭の母に対して、就職に有利な資格の取得促進のための給付金を支給します。（該当要件があります。）

難病で困っている方のために

（健康増進課 健康増進係）

☆ 特定疾患医療費公費負担制度、小児慢性特定疾患医療費公費負担制度

難病のうち、原因が不明で治療方法が確立していない特定疾患に対し、研究・治療方法の確立を図るとともに、特定疾患患者の医療費の負担軽減を目的に申請受付・交付を行っています。なお、所得に応じて、一部自己負担があります。

特定疾患は56の疾患が、小児慢性特定疾患は11の疾患群（514疾患）が対象となっています。

（疾病の一覧は、P41～42を参照）

原爆で被爆された方のために

(健康増進課 健康増進係)

☆ 被爆者援護法による各種手当の認定申請の受付及び健康診断

原爆の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進、ならびに福祉の向上を図るための総合的な援護対策のうち、被爆者健康手帳、健康管理手当等の各種手当の認定申請を受け付けています。

また、被爆者を対象として、年2回の定期健康診断及び希望健康診断を医療機関に委託して実施しています。

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当、家族介護手当、葬祭料

B型及びC型肝炎対策

(健康増進課 健康増進係)

☆ 肝炎治療特別促進事業による治療費の助成

B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療並びにB型肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を受ける方に対し、医療費の一部助成を行っています。

結核対策

(保健衛生課 感染症係)

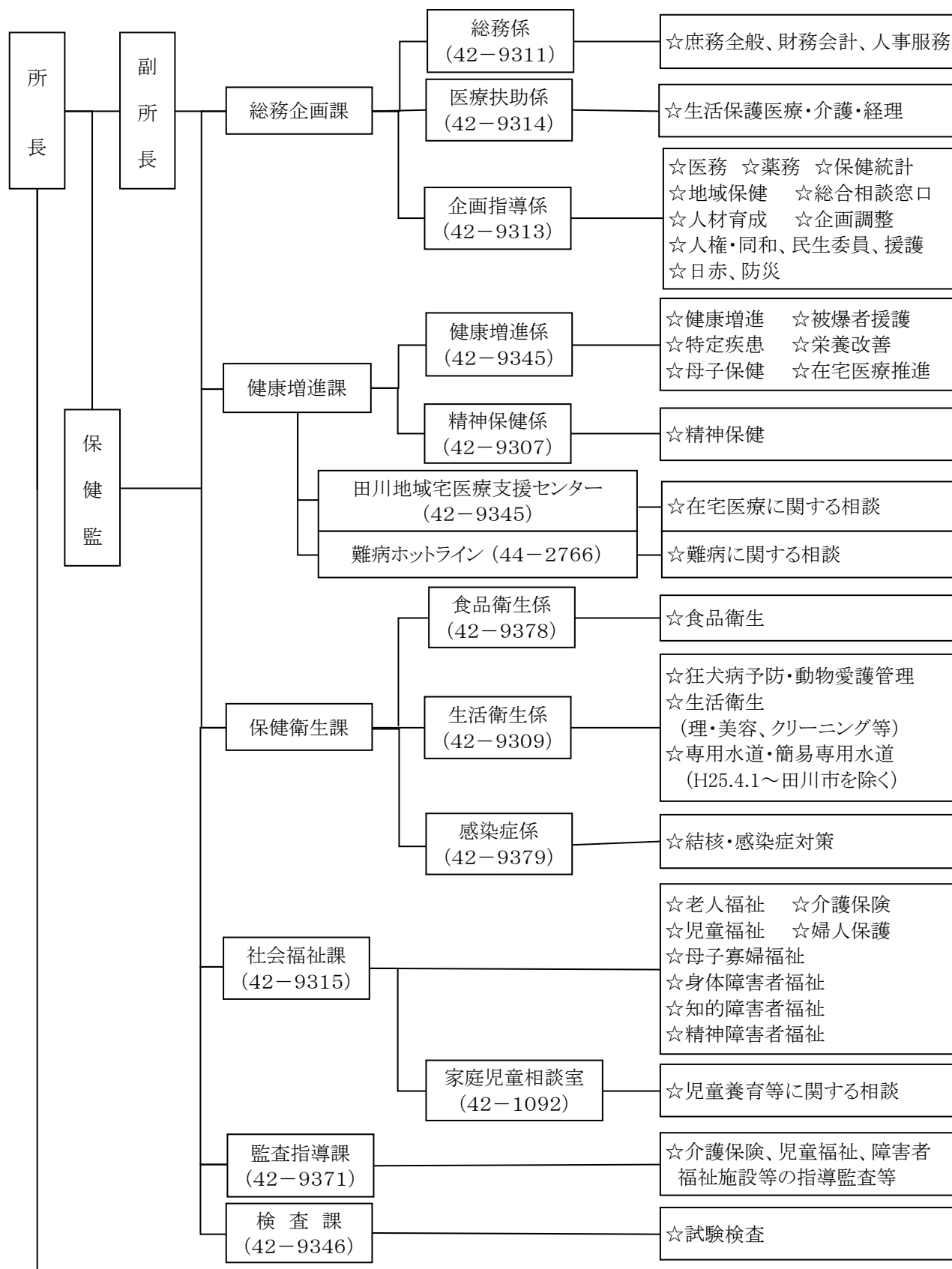
☆ 結核医療費の公費負担

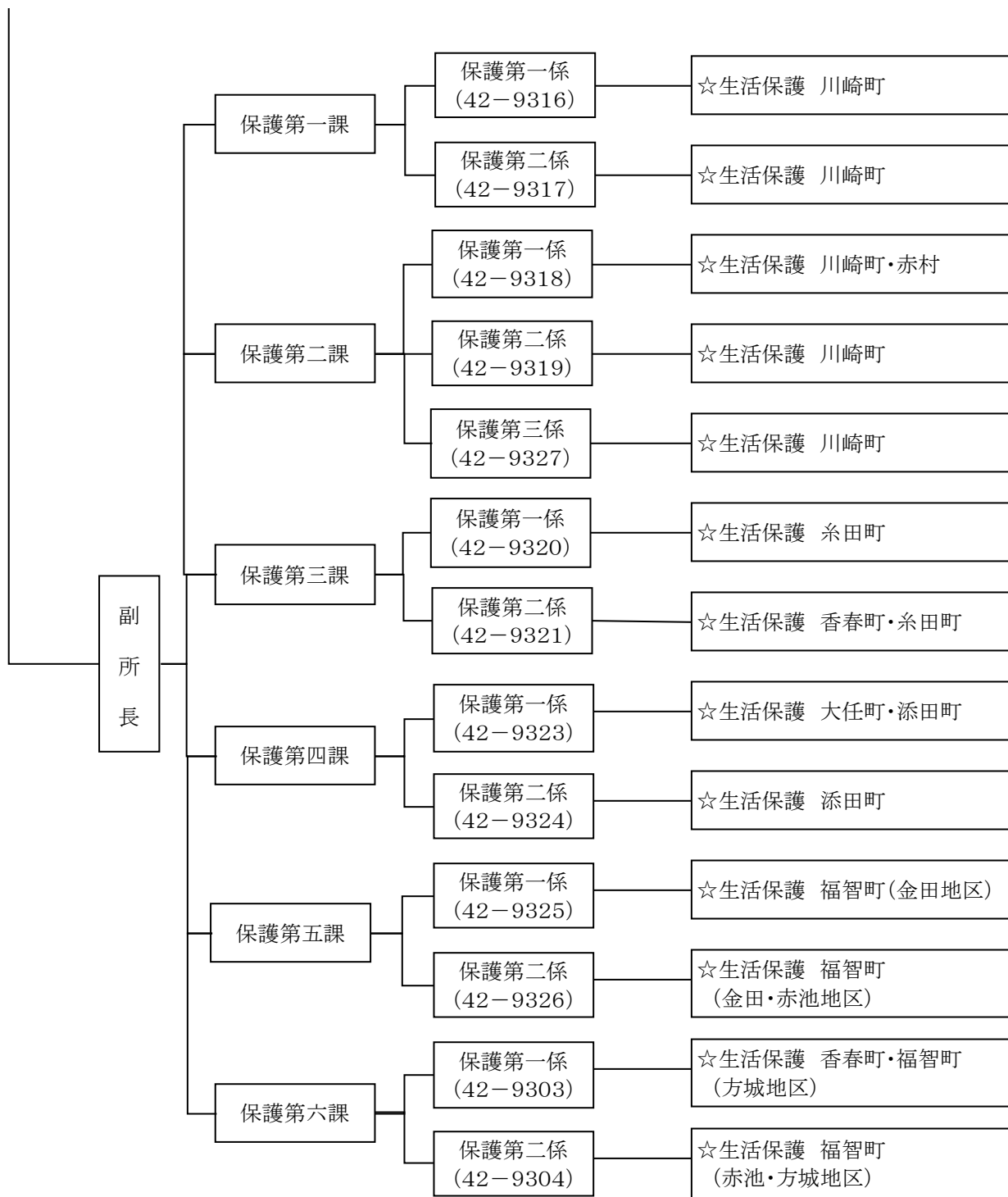
結核患者やその保護者が、結核医療費の一部について公費負担を受けるための申請を受け付けています。

各課・係のやくめ

○各課係の業務分担

(平成26年4月1日現在)





公害、廃棄物、環境、浄化槽、自然公園に関すること

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

☆公害、廃棄物、環境に関すること 環境指導課環境指導第三係
0948-21-4814

☆浄化槽、自然公園等に関すること 地域環境課
0948-21-4975

Fax 0948-23-4162

○ 附属機関

地域保健法第11条、及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、附属機関として田川保健所運営協議会を設置しています。

この協議会では、関係機関・団体等の代表者や有識者で構成し、所管区域内の地域保健及び保健所の運営について審議しています。

また、協議会に保健医療計画部会・救急医療部会・保健事業部会・精神保健福祉部会を設置し、各部会において広域的・専門的に地域保健を推進しています。

| | | |
|------------------------|--|--|
| 田川保健所運営協議会 (委員 19人) | 所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議し、各関係機関と協議しつつ総合的かつ効率的な施策の展開を行うことにより、地域保健の推進を図る。 | |
| | 医療計画部会 (委員 15人以内) | 田川保健医療圏の医療計画(案)を策定する。 |
| | 救急医療部会 (委員 12人) | 救急医療に関する事項について協議を行い、地域における効果的な救急医療の推進を図る。 |
| | 保健事業部会 (委員 15人) | 市町村保健事業、栄養改善、感染症対策、歯科保健、健康づくり、母子保健事業の推進を図る。 |
| | 精神保健福祉部会 (委員 18人) | 地域精神保健福祉に関する総合企画及び実務方針の策定、関係機関・団体等の連絡調整を行い、地域精神保健福祉の推進を図る。 |

総務企画課

○ 保健福祉事務所の窓口…(総務係)

人事、予算、庶務、会計等の事務のほか所内の連絡調整を行うなど、事務所の円滑な運営を行うための「かなめ」となっています。

また、旧保健所庁舎や職員寮の維持管理も行っています。

○ 生活保護費(生活扶助、医療扶助等)の給付…(医療扶助係)

生活保護法による扶助費の給付、田川郡に所在する医療・介護機関の生活保護指定申請の受付等を行っています。

また、生活保護を受けている人が医療機関を受診したり介護機関のサービスを受ける場合に、医療機関に対し医療券、介護機関に対し介護券を発行しています。

○ 医務・薬務・相談窓口等…(企画指導係)

適切な医療推進のため、医療監視、薬事監視等の立入検査指導を行うとともに、一旦健康危機事例が起こったときは、対外的調整窓口の役割も果たします。また、医師会、消防署、警察署、市町村、その他の関係機関と協力して「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用防止運動や、「救急の日」の啓発活動等のイベントを行うなど、所内外との企画調整を行っています。

一方、統計法に基づく人口動態調査(厚生労働省所管)をはじめ、各種統計調査を実施しています。

さらに、保健・医療・福祉以外の県民生活に関わる様々な相談窓口となっている各専門機関の案内を行うなど、総合相談窓口としての役割もあります。

【ふくおか医療情報ネット】

<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp>

1. 医療機関案内
2. 当番情報の案内
3. 医療情報の案内
4. 災害時の医療情報の検索

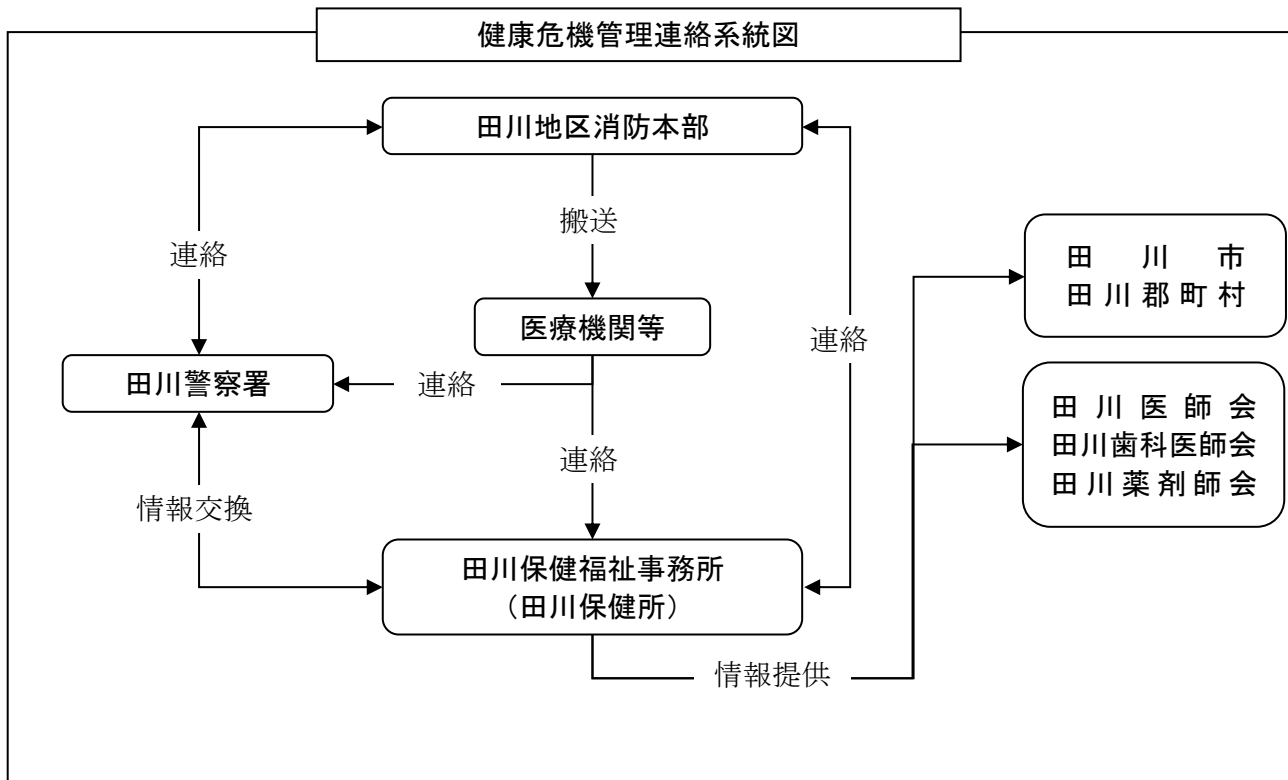
医療に関する相談
福岡県医療相談支援センター
092-474-6633

一般相談 (保健師等による電話相談)
法律相談 (弁護士による面談 予約制)
医療相談 (医師による電話相談 予約制)

○ 健康危機管理体制の確立…(企画指導係)

近年の大規模自然災害、テロ災害や感染症及び家畜伝染病等の新たな展開など、これまでに予想できなかった様々な危機事案が発生し、健康危機管理体制の確立が求められています。

このため、保健福祉事務所では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる地域住民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対応するため、関係機関が健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する情報を共有することを目的として、健康危機管理体制の整備を行っています。



○ 薬物乱用防止対策…(企画指導係)

現在、麻薬等の薬物乱用問題は全世界的なひろがりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。

このような中、薬物乱用防止啓発事業の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、関係団体の協力を得て「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行っています。

また、5～6月は、不正大麻・けし撲滅月間として、管内をパトロールし、指導及び抜去をしています。

一方、小中学生を対象とした学習会も、学校と協力し開催しています。



○ 総務企画課業務一覧

◇総務係 業務一覧

庶務全般、財務会計、人事服務

◇医療扶助係 業務一覧

生活保護医療・介護・経理事務

◇企画指導係 業務一覧

| | |
|--------|--|
| 保健統計 | 統計法に基づき、人口動態調査、厚生行政基礎調査、その他衛生行政や公衆衛生の基礎として定められた各種衛生統計の基礎資料を作成 |
| 医 務 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画及び部会に関すること ・病院、診療所及び助産所の許可及び届出並びに施術所等の届出 ・病院・診療所の立入検査 ・医療従事者等の免許に関すること(大臣・県知事)の申請、医療従事者等の調査 ・管理栄養士、栄養士免許に関すること ・医師届、歯科医師届、薬剤師届等に関すること ・医療安全研修に関すること |
| 薬 務 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬局、医薬品販売業等の開設許可等に関すること ・毒物劇物販売業の登録等に関すること ・麻薬取扱者免許申請等に関すること ・薬物乱用防止啓発事業『ダメ。ゼッタイ。』に関すること ・ジェネリック医薬品地域協議会に関すること |
| 企画指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所運営協議会及び救急医療部会、保健医療計画部会に関すること ・健康危機管理に関すること ・所内外の企画調整に関すること ・各種保健情報の収集、分析、提供、地域診断に関すること ・市町村支援に関すること、救急の日のつどいに関すること ・地域保健従事者現任教育に関すること ・地域保健福祉ライブラリー ・学生等の実習 ・広報、ホームページ |
| 福祉法外事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・同和対策に関すること ・援護事務に関すること ・民生委員に関すること ・日赤に関すること ・防災に関すること |
| 総合相談窓口 | 県行政、県民生活に関する相談 |

健康増進課

○「いきいき健康ふくおか21(福岡県健康増進計画)」

福岡県では、県民一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会を目指して、平成25年3月に「福岡県健康増進計画(いきいき健康ふくおか21)」を改定しました。本計画は、健康寿命の延伸、主要な生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防、ライフステージに応じた健康づくり、生活習慣病の改善、個人の健康づくりを支えるための環境づくりを基本的な方向性としています。

保健福祉事務所においては、健康増進や栄養改善に関する各種事業等の実施を通じて、普及啓発と計画の推進を行っています。また、地域・職域連携会議において、関係団体との情報交換を行い、相互連携による効果的な健康づくりの推進を目指しています。

○ 母子保健

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母と子の健康が確保されることは、子どもの健やかな成長のために重要なことです。そのために必要な妊婦健診や乳幼児健診・保健指導等の基本的な母子保健事業は市町村において実施されています。

保健福祉事務所では、市町村をはじめ関係機関と連携して、ハイリスク児の訪問等を中心に母親の精神的・身体的負担、育児不安に対して早期からの育児支援を行い、母子の良好な関係の形成に努めています。

また、少子化対策の一環として不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成や専門相談等を行っています。

さらに、近年の妊娠・出産や育児を取り巻く環境の変化に伴い、子どもへの虐待問題や虐待のハイリスク要因が問題となっており、養育支援を行うための保健・医療・福祉の連携体制の整備が必要とされています。今後は、医療機関と市町村、保健福祉事務所との連携体制を強化することで妊娠期からの早期介入をおこない、出産を見守り、出産後の育児不安の軽減等の養育支援を行うことで虐待等の防止を目指します。

○ 在宅医療推進の体制づくり

福岡県においては、在宅医療体制整備にむけた地域ネットワークの構築を目指し、県内全保健福祉(環境)事務所に支援センターを設置しています。

当所においても、平成22年度に田川地域在宅医療支援センターを設置し、「誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備」を目指し、医療依存度の高い人が在宅療養を望んだ場合、それを支えるネットワークを構築しています。

田川地域在宅医療支援センターでは、がんや難病等で在宅療養を希望する患者及び家族等の相談・支援を行い、療養上の悩みや不安軽減を図るとともに、在宅医療の推進のための普及啓発ならびに医療機関等、関係機関相互の連携を推進しています。

○ 肝炎治療費の一部助成について

平成20年4月1日より、B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、ウイルス除去を目的とするインターフェロン治療を受けている方又は受ける予定の方を対象として、インターフェロン治療費の一部を助成する制度を実施しています。

平成22年4月1日より、B型ウイルス性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療が助成対象に加わり、制度名も肝炎治療費助成制度と変わりました。

平成24年1月20日より、C型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療に加え、テラプレビルを含む3剤併用療法が追加されました。さらに、平成25年11月19日より、シメプレビルを含む3剤併用療法が追加されました。

【助成対象者】

- ・福岡県内に住所を有する方（住民票上の住所が福岡県内の方）
- ・医療（健康）保険に加入している方
- ・B型及びC型肝炎ウイルスに対して保険適用となっているインターフェロン治療製剤等で治療を実施している方、又は実施予定の方
- ・B型肝炎ウイルスに対して保険適用となっている核酸アナログ製剤治療を実施している方、又は実施予定の方

【助成対象医療】

B型及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等。

○ こころの健康

☆ こころの健康相談

精神的な病気、認知症や思春期の問題、アルコールや薬物、社会復帰のことなどで悩んでいる方やその家族の方々を対象に各種相談に応じています。早期の受診が必要な場合、家族の理解や協力が必要な場合、少し経過を見ていくことが必要な場合、他の相談機関への紹介が必要な場合などケースに応じてさまざまな形で対応しています。

☆ 自殺対策事業

わが国の年間自殺者数は、平成10年に急増して以降、14年連続して3万人を超えて推移していましたが、平成25年は27,283人（確定値）と前年に続いて3万人を下回りました。

しかし、依然として多くの人が自殺で亡くなっていることには変わりありません。このため、引き続き住民への啓発活動や関係機関と連携強化を図っていきます。

☆ 精神障害者地域支援事業

保健、医療、福祉等の関係機関が連携して、精神障害者やその家族に支援を行うことで、病院に長期入院している方が、地域での生活に円滑に移行したり、地域で安心して生活できるようにすることを目的として、田川地区精神障害者地域支援関係機関会議を開催しています。

○ 健康増進課 業務一覧

◇健康増進係

| 業務 | 申請・相談 | 研修・指導 | 関係機関との連携 |
|-------|--|--|--|
| 難病対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患医療受給者証の申請 ・小児慢性特定疾患医療受診券の申請 ・難病専用電話による相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等家庭訪問事業 ・難病交流会・医療講演会 ・小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・重症神経難病患者入院施設確保等事業 |
| 栄養改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門栄養相談 ・調理師免許等の申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・給食施設指導 ・調理師研修会の開催 ・外食栄養成分表示協力店指定 ・食生活改善推進会の指導 ・糖尿病対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域連携会議 ・国民健康・栄養調査 ・生活習慣病対策 |
| 健康増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎治療費助成制度申請 ・肝炎ウイルス相談 ・健康増進事業補助金審査 ・特定健診・保健指導国庫負担金審査 ・女性特有がん検診補助金審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民健康づくり推進事業 ・生活習慣病対策事業 ・禁煙教育等の実施 ・肝炎ウイルス検診 ・歯科保健関係職員研修 ・特殊歯科検診 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガン予防対策事業 ・保健活動推進調整 ・保健事業部会 |
| 在宅支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・田川地域在宅医療支援センター設置による相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療推進に関する研修会 ・事例検討会 ・訪問看護ステーション支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域在宅医療推進協議会 ・多職種連携 |
| 被爆者援護 | <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳申請 ・諸手当支給申請 ・一般疾病医療機関指定申請 ・被爆者健康診断費審査 | | |
| 母子保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成制度申請 ・乳幼児発達診査 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害児及び慢性疾患児に対するトータルケア事業 ・母子保健関係者研修会 ・女性の健康支援教室 ・母子保健家庭訪問事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊産婦支援事業 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植及び骨髄バンクに関する相談 ・先天性血液凝固因子障害治療費助成制度申請 | | |

◇ 精神保健係

| | |
|----------------|---|
| 精神医療対策 | |
| | <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条～26条の3の申請・通報・届出 精神科病院実地指導 精神科病院措置入院者等の現地診察 措置入院事務・医療保護入院等の届出・その他の精神保健医療関係事務 精神科救急医療システム筑豊ブロック会議</p> |
| 社会復帰対策 | |
| | <p>精神障害者社会適応訓練事業 精神障害者社会復帰促進事業(地域支援事業)</p> |
| 心の健康づくり推進事業 | |
| | <p>普及啓発事業(心の健康づくり、アルコール依存、認知症に関する知識等) こころの健康相談 認知症相談と家族の集い 訪問指導</p> |
| 障害者の明るい暮らし推進事業 | |
| | <p>保健所運営協議会精神保健福祉部会 地域交流講演会 地域住民とのふれあい交流事業(地域交流レクリエーション大会)</p> |
| アルコール依存症対策事業 | |
| 自殺対策事業 | |
| その他 | |
| | <p>「人に優しい町・田川をつくる会」への支援</p> |

保健衛生課

○ 食品関係施設の監視指導と衛生教育…(食品衛生係)

福岡県では、県民の健康保護を最優先に「生産から消費に至る」一貫した安全対策を総合的に推進していくための基本的な考え方や施策の方向性を示す「福岡県食の安全対策基本方針」を策定しています。

保健福祉事務所においては、主として食品の製造・販売段階における監視指導・啓発や消費者に対する教育・啓発を通じて食の安全の向上を図っているところです。具体的には、食品の製造施設や集団給食施設等に対する監視指導及び食品の抜き取り検査を行っています。

また、食品を取扱う施設等の従事者に対する食品衛生についての衛生教育も実施しています。

さらに、平成9年4月から食品衛生広域専門監視班が設置され、田川、嘉穂・鞍手、京築保健福祉（環境）事務所管内にある特定業種及び流通拠点等の監視指導業務を行っています。

○ 感染症対策の一層の強化に向けて…(感染症係)

平成24年5月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されました。

当所においても、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるため、帰国者・接触者外来の受け入れ訓練、市町村行動計画策定支援等、関係機関との連携調整を行っています。

一方、社会福祉施設等においてノロウイルスをはじめとする感染症による集団感染が発生しており、社会問題となっています。多くの人々が利用する施設等でいったん感染症が発生すると拡大の可能性があります。しかし、適切な対策をとることで集団感染の予防が可能となります。当所では、様々な機会に感染予防対策についての普及啓発を行い、発生報告を受けた時は速やかな終息をはかるため指導、助言に出向いています。

○ 世界エイズデー…(感染症係)

12月1日は、WHO（世界保健機関）で定められた「世界エイズデー」です。当所でも、エイズに関する正しい知識の啓発のため、ホームページの掲載、管内のJR各駅・大学等へのポスター掲示依頼や相談及び検査等を行っています。

○ 結核予防のために…(感染症係)

平成24年中において結核は、全国で21,283人（本県：849人）が発病しています。田川地区においては、平成23年24人、平成24年29人、平成25年17人の結核患者が発生しています。

当所では、結核予防週間等における普及啓発、施設等の結核健康診断の状況把握及び医療機関と連携しDOTSを軸とした患者支援等を行っています。

また、医療機関からの届出を受けて、保健師が訪問・指導を行い、必要に応じて感染が疑われる方に、検診を実施しています。

※ DOTS:直接服薬確認療法(Direct Observed Treatment Short-course の略)

○ 衛生的な生活のために… 生活環境衛生関係施設の許認可及び監視指導（生活衛生係）

☆ 環境営業六法(理容・美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場)・化製場法・墓地埋葬法、ビル管理法等に基づく各施設の許認可及び監視指導業務

環境営業関係施設については、衛生的な構造施設の確保と衛生措置について、重点的に監視指導を行っています。

また、ビル管理関係については、建築物等の適正な維持管理を図るため登録業者や当該建築物の所有者に対し、監視指導を行っています。

☆ 水道

水道法に基づき、専用水道の確認及び簡易専用水道の届出の受理及び監視指導等の業務を行うとともに、安全な飲料水の確保のため、水道施設等の適正な維持管理に関する監視指導を行っています。

環境衛生営業関係施設数 (H26. 3. 31現在)

| 興行場 | 公衆浴場 | 理容所 | 美容所 | クリーニング所 | | 旅館 | 遊泳用プール | 火葬場 | 化製場 |
|-----|------|-----|-----|---------|----|----|--------|-----|-----|
| | | | | 洗濯 | 取次 | | | | |
| 2 | 26 | 165 | 291 | 35 | 85 | 39 | 11 | 1 | 1 |

専用水道・簡易専用水道の設置状況

| | 専用水道 | 簡易専用水道 | 合計 |
|-----|------|--------|----|
| 田川郡 | 8 | 53 | 61 |

○ 動物管理業務…(生活衛生係)

☆ 狂犬病予防業務

犬の飼い主は、狂犬病の発生や、まん延を防止するため、市町村において犬の登録を受け、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせる必要があります。保健福祉事務所では、管内市町村の計画を基に開業獣医師会と連携し、狂犬病予防集団注射を実施しています。

また、登録や注射を受けていないと判断される犬については捕獲を行うとともに、夏季に野犬の早朝捕獲を実施し、併せて放し飼い注意などの適正飼養啓発も実施しています。

☆ 動物愛護管理業務

当事務所では、人と動物の共生できる地域づくりのため、犬の捕獲業務や苦情処理に加え、「犬のしつけ方教室」「動物愛護教室」等の動物の愛護と適正飼養等の啓発活動を市町村、獣医師会、動物愛護推進委員と協働して行っています。

また、飼えなくなった犬や猫の引き取りについては、H21年10月からの有料化に伴い事前相談制とし、飼い主の終生飼養や譲渡活動等の状況を聞き取ることとした結果、引取数は減少傾向にあります。

一方、動物取扱業への定期的な立入調査、特定動物の飼養保管実態調査を実施し、動物由来感染症や動物の適正な取扱い等について指導助言を行っています。

狂犬病予防及び動物愛護関係

(平成26年3月31日現在)

| | 田川市 | 香春町 | 添田町 | 糸田町 | 川崎町 | 大任町 | 赤村 | 福智町 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 畜犬頭数 | 3,000 | 1,143 | 877 | 655 | 1,188 | 498 | 267 | 1,064 |
| 狂犬病予防注射頭数 | 1,474 | 528 | 340 | 312 | 382 | 196 | 171 | 732 |

| | 捕獲頭数 | 返還犬 | 引取成犬 | 引取子犬 | 引取成猫 | 引取子猫 |
|--------|------|-----|------|------|------|------|
| 平成23年度 | 123 | 22 | 45 | 36 | 14 | 111 |
| 平成24年度 | 136 | 18 | 56 | 22 | 14 | 123 |
| 平成25年度 | 85 | 16 | 37 | 31 | 13 | 45 |

動物取扱業登録件数

| 販売 | 保管 | 貸出 | 訓練 | 展示 |
|----|----|----|----|----|
| 23 | 30 | 0 | 2 | 2 |

(平成26年3月31日現在)

○ 保健衛生課 業務一覧

| 業 務 | 内 容 |
|-------|--|
| 食品衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の営業許可及び監視指導 ・製菓衛生師及びふぐ処理師の免許申請受付 ・食品の収去検査 ・食中毒等の発生時の調査 ・違反食品の調査 ・集団給食施設等の監視指導 ・流通ふぐの監視指導 ・食中毒予防講習会の開催 |
| 生活衛生係 | <p>生活衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場等の営業許可届出受理及び衛生監視指導 ・一定規模以上の事務所等の特定建築物の届出受付及び衛生監視指導 ・建築物清掃業等の登録受付 ・遊泳用プールの衛生監視指導 ・公的な墓地、納骨堂、火葬場の許可及び相談指導(田川市を除く) ・専用水道、簡易専用水道の確認・受理及び監視指導(田川市を除く) <p>動物愛護管理及び狂犬病予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬等の適正な飼養等に関する助言や指導 ・負傷動物の収容 ・やむを得ず飼えなくなった犬及び猫の引き取り ・動物取扱業販売業の登録や監視指導 ・特定動物の飼養許可や監視指導 ・野犬の捕獲 |
| 感染症係 | <p>結核</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核発生届に基づく患者調査及び接触者健診の実施 ・服薬確認を軸とした患者支援(DOTS対策) ・結核医療費公費負担申請受付 ・結核予防啓発活動 <p>感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生届に基づく積極的疫学調査及び指導 ・特定感染症(HIV、梅毒、クラミジア、淋病)相談・検査 ・予防接種対策業務 ・新型インフルエンザ対策 ・風しん抗体検査 |

社会福祉課

○ 子育て・高齢者に対する支援

昨今、いじめ、不登校、非行、育児不安、児童虐待など問題が顕在化する中、子ども達が健やかに成長できるための環境づくりが急務となっています。

保健福祉事務所では、児童の養育等に関する相談、家族関係に関する相談など児童の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し、子どもの健やかな発達を目指した子育て支援を行っています。

高齢者の支援については、

- ① 介護保険法による指定居宅介護支援事業所及び指定居宅介護（予防）サービス事業所及び介護保険施設の申請及び変更受付
- ② スポーツ、文化活動などを通じた高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりの支援を行っています。

また、管内市町村等が主催する要保護児童対策地域協議会、青少年問題協議会、保健医療福祉総合推進会議（サポーター会議）などの委員等として参画し、関係機関との連携に努めています。

○ 女性の悩み相談

家庭不和、夫婦間の問題、離婚、家出、借金・サラ金、住宅問題、売春強要など、いろいろな悩みを抱えている女性の相談に対応するため、関係機関との連携を密にして、問題解決を図っていきます。

○ ひとり親家庭への支援

母子家庭・寡婦の自立のための福祉資金の貸付などを行っています。（貸付については、は父子家庭は対象となりません。）

また、母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就職に有利な資格取得を支援する給付金の支給を行っています。なお、所得により対象とならない場合があります。

『DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法』って？

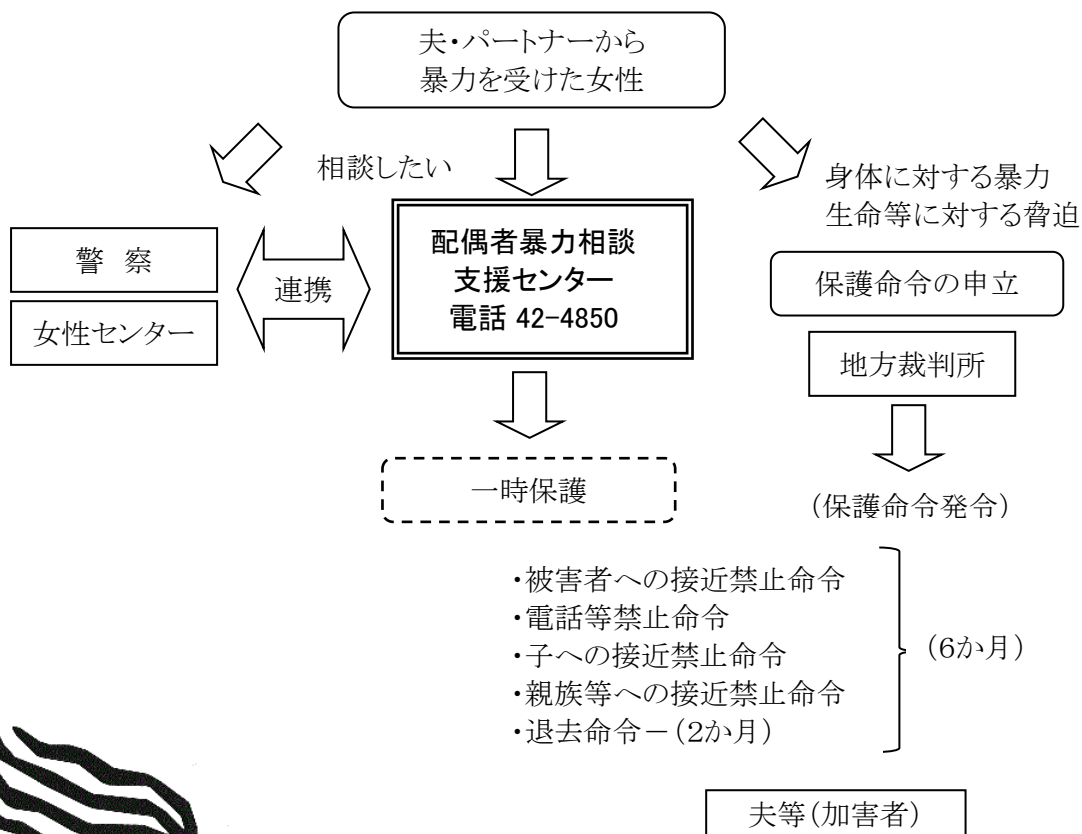
配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けている人の相談にのり、必要に応じて保護することを目的として、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)』が平成13年10月13日に施行されました。この法律は、配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けている人の相談にのり、必要に応じて保護するものです。

被害者及びその同伴する子への接近禁止や住居からの退去を命ずる保護命令制度や、被害者からの相談を受けたり、保護や支援を行う「配偶者暴力相談支援センター」などについて規定されています。

法律では、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明示されました。

※配偶者間のことでも、刑法に規定されている傷害や暴行が行われれば、それは『犯罪』なのです。

《全体の流れ》



福岡県配偶者からの暴力 夜間・休日 相談電話
電話番号 092-716-0424

『児童虐待』って？

児童虐待は一部の特別な親によって引き起こされるのではなく、だれにでも起こりうる問題です。

虐待をする親はひどい人だと思われがちですが、親自身も苦しんでいるのです。親を責めるだけでは何の解決にはなりません。虐待は親からのSOSでもあります。

※虐待はたとえ、親がしつけのつもりであっても、親の意図と関係なく、子ども自身にとって有害であるかどうかで判断することが大切です。

(児童虐待の種類)

① 身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける、たばこの火をおしつける、戸外に閉め出すなど生命・健康に危険のある行為

② ネグレクト(保護の怠慢や拒否)

子どもの意思に反して学校等に登校させない、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に放置するなど健康状態を損なう行為

③ 性的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に強要するなどの行為

④ 心理的虐待

子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他の兄弟と著しく差別的な扱いをする行為、子どもの面前での配偶者に対する暴力行為

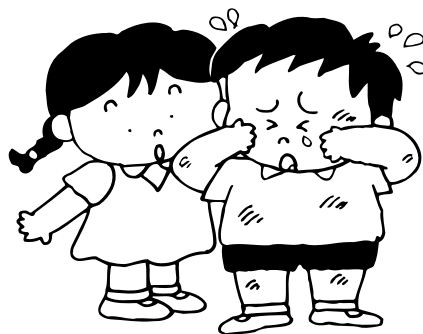
※虐待は家庭内などの密室で起き、発見が遅れがちなうえ、発見されても親が親権を主張して、虐待が繰り返されることが少なくありません。このため、早期発見や子どもの保護を可能にするための強制措置が必要となります。

どこに相談すればいいの

児童虐待防止ホットライン

〔・田川児童相談所(24時間)
Tel 42-0499〕

- ・田川保健福祉事務所(9:00~17:00)
Tel 46-1092(家庭児童相談室)
- ・各町村役場でも相談を受け付けています



○ 社会福祉課 業務一覧

| |
|---|
| 身体障害者福祉業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当等認定、支給事務 ・障害者スポーツ事業 ・身体障害者指定医師関係事務 ・戦傷病者からの補装具交付等請求受付事務 ・腎臓疾患患者福祉給付金認定、支給事務 ・社会福祉法人設置認可及び施設整備事務 ・社会福祉法人の定款変更等 ・各厚生労働省報告例・福祉統計事務 |
| 知的障害者福祉業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人設置認可及び施設整備事務 など |
| 障害者総合支援法に基づく業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設指定事務 |
| 児童福祉業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・助産施設への措置 ・児童扶養手当法に基づく遺棄証明 ・「家庭児童相談室」(児童養育等に関する相談)業務 ・児童福祉施設の整備事務 ・社会福祉事業認可等審査進達事務(定款変更、施設変更ほか) ・社会福祉法人に対する各種証明 ・法人、保育所運営相談業務(市町村、法人、保育所) |
| 介護保険・高齢者福祉業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による指定居宅介護支援事業所及び指定居宅介護(予防)サービス事業所の指定等 ・介護保険施設(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設)の申請・届出の進達 ・介護予防に関する業務 ・高齢者福祉施設の整備事務 ・老人の日、県ねんりんスポーツ・文化祭業務 ・軽費老人ホーム事務費補助金等に関する審査事務 ・社会福祉事業認可等審査進達事務(定款変更、施設変更ほか) ・社会福祉法人に対する各種証明 ・社会福祉事業の変更等に係る申請(届出)の進達事務 |
| 母子及び寡婦福祉業務、婦人保護事業業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・婦人、母子家庭及び寡婦の相談、調査、生活指導等の業務 ・母子及び寡婦福祉資金貸付、償還管理業務 ・自立支援給付金の支給業務 |

監査指導課

○ 指導監査等の目的

指導監査等は、法人・事業者等に対し、関係法令、通知等に基づく法人運営・事業経営の状況について指導監査等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な事業の経営の確保を図ることを目的としています。

○ 指導監査等業務の集中化により監査指導課を設置

平成18年度まで当所及び京築保健福祉環境事務所で実施してきた指導監査等業務について、より円滑な実施や執行体制の強化を図るため、平成19年度から当所保健福祉課に監査指導係を設置し指導監査等業務を行ってきました。その後、組織再編に伴い平成21年10月1日から監査指導課を設置し、業務を行っています。

○ 指導監査等業務の対象法人・事業者等

下記の法人・事業者等に対して、指導監査等を行います。

- 1 保育所のみを経営する法人（一つの市のみで活動する法人を除く）及び保育所
- 2 届出保育施設等
- 3 町村社会福祉協議会
- 4 地域包括支援センター
- 5 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設
- 6 指定障害者サービス事業者及び指定障害者支援施設

検査課

○ 検査課の役割

当課は、田川、嘉穂・鞍手、京築の計3保健福祉(環境)事務所管内の検査業務を実施しています。

感染症発生時には迅速に検査体制を確立し、的確な結果報告を行い、地域住民の健康危機管理に対応しています。また、食品の安全性確保の検査や水環境保全の検査を行い、健康被害防止にも対応しています。常に精度の高い検査を維持するため、各精度管理を計画的に実施しています。

○ 検査課 業務一覧

| 業務名 | 内 容 | 検査項目 |
|---------|---|---|
| 感染症検査 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検査 | 腸管出血性大腸菌(O157等) 赤痢菌 チフス菌 パラチフスA菌 |
| 特定感染症検査 | 性感染症に関する特定感染症予防指針等による検査 | HIV検査、梅毒検査 性器クラミジア感染症検査 ^{注)} 淋菌感染症検査 ^{注)} |
| 食品検査 | 食品衛生法による検査 | 着色料、保存料、甘味料 一般細菌数、大腸菌群 腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌 黄色ブドウ球菌等 |
| 環境検査 | 水質汚濁防止法による検査 ・公共用水域調査時の河川水検査 ・事業場監視時の排水検査 ・海水浴場の海水検査 | 水素イオン濃度、浮遊物質 生物化学的酸素消費量 化学的酸素消費量、全窒素 電気伝導率、全りん等 |

注):性器クラミジア感染症検査及び淋菌感染症検査は、福岡県保健環境研究所で実施しています

保護課

○ 生活保護制度とは…

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、世帯の困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。

保護の決定に際しては、補足性の原理に基づき、世帯の困窮状況、能力・資産・他法の活用や扶養義務者の援助等について調査・検討されます。

なお、当課の管轄地域は、田川郡7カ町村となっています。

○ 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

1. 生活扶助

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用。

2. 住宅扶助

家賃、地代及び住宅の補修などの費用。

3. 教育扶助

学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用。

4. 介護扶助

要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用。

5. 医療扶助

傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用。

6. 出産扶助

分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用。

7. 生業扶助

就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用。

8. 葬祭扶助

検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用。

○ 保護課の業務

保護課では、生活保護法の規定に基づき、次のような業務を行っています。

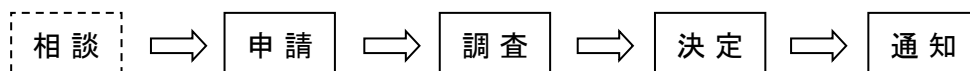
① 生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。

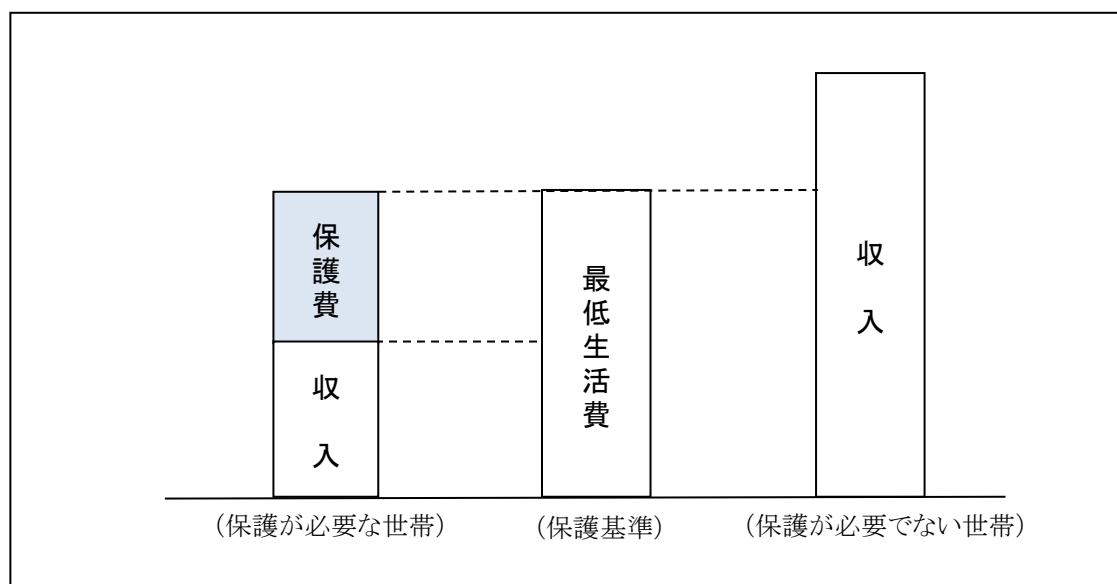
② 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。

※保護の決定



生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



(1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。

(2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。

① 就労収入（給料、内職収入、農業収入など）

② 年金、恩給、手当の収入

③ 仕送りや資産の売買で得た収入

このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。